

〔4〕 運輸事業者等における環境に配慮した取組み

(1) 省エネ法に基づく取組み

一定基準以上の輸送能力を有する輸送事業者は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)に基づき「特定輸送事業者」として指定を受け、年間のエネルギー使用量等及び省エネ計画の提出が義務づけられている。

特定輸送事業者の指定基準

区分	輸送能力	貨物	旅客
鉄道	車両数	300両	300両
自動車	台数	200台	バス 200台 タクシー 350台
船舶	総船腹量	2万総トン	2万総トン
航空機	総最大離陸重量	9,000トン	

九州運輸局管内 特定輸送事業者数

業種(輸送区分)	事業者数
鉄道旅客	2
自動車貨物(事業用)	20
自動車貨物(自家用)	8
自動車旅客(バス)	13
船舶貨物	3
船舶旅客	4
合計	50

令和2年12月末現在

(2) グリーン経営の推進(グリーン経営認証制度)

グリーン経営(環境負荷の少ない事業運営)とは、自主的・継続的に環境対策を進めながら、環境保全と経営向上の両立を目指した企業経営のあり方のことである。

グリーン経営認証は、「(公財)交通エコロジー・モビリティ財団」が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組みを行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行う制度であり、中小規模が大半の交通事業者が、環境マネジメントシステムに関する国際規格ISO14001に代わって容易に取り組める内容となっている。

九州運輸局管内のグリーン経営認証登録事業所数

業種	九州管内	全国
トラック	401	5,184
バス	4	266
タクシー	7	379
旅客船	1	9
内航海運	1	29
港湾運送	1	78
倉庫業	72	578
合計	487	6,523

令和2年12月末現在